

ネットショップ開店の準備をしよう(全6回)

第5回:知らなかったではすまされない!ネットショップに関わる法律のこと

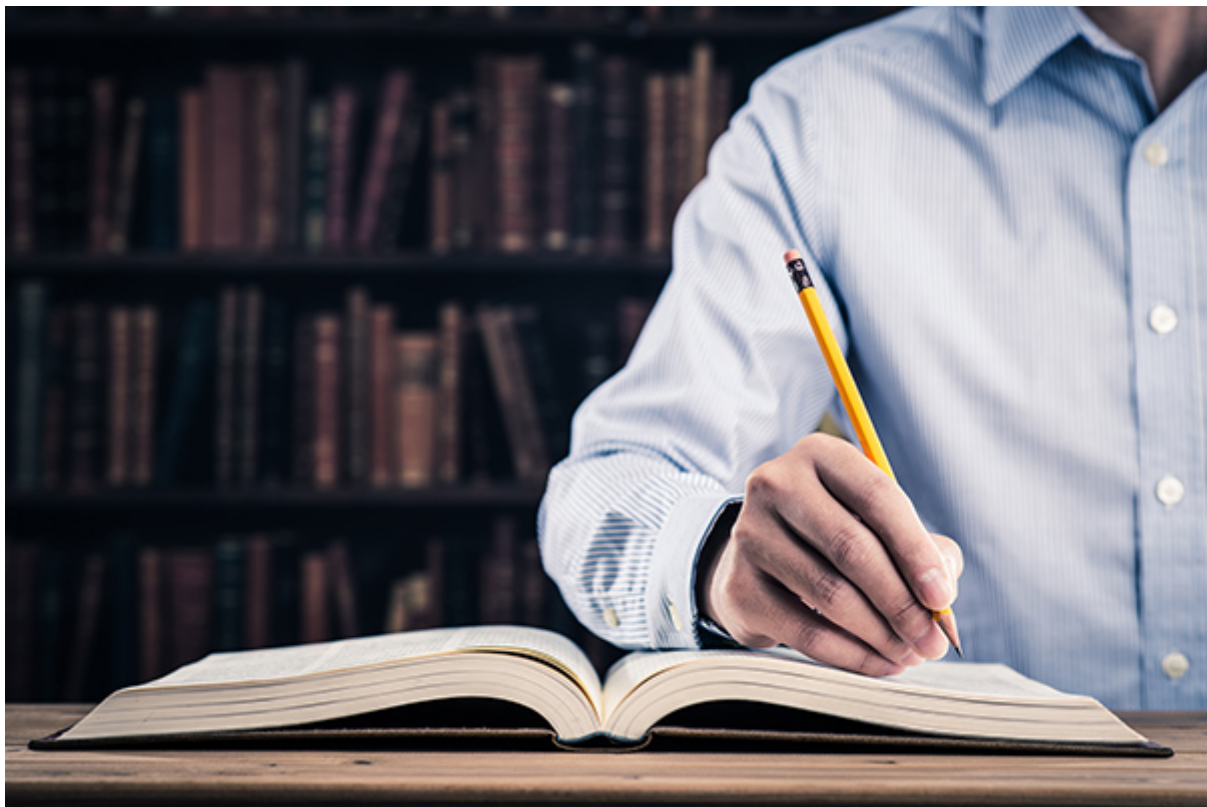
執筆:志鎌 真奈美(Shikama.net代表)

ネットショップを始めるにあたり、運営者が守らなければならない法律がいくつかあります。特定商取引法や薬事法など、一度は耳にしたことがあるのではないのでしょうか。インターネットの世界でも、これらの法律を遵守しつつ運営する必要があります。

開店準備コラムの第5回目は、ネットショップ運営に関わる法律やルールについて解説します。

ネットショップ運営に関わる法律やルールとは?

ネットショップ運営に関わる法律やルールの中で、代表的なものは以下の通りです。これはネットショップに限らず、該当する商品やサービスを取り扱う場合には注意する必要がありますので、覚えておきましょう。



特定商取引法に基づく表示について

ネットショップを運営する際「特定商取引法に基づく表記」が義務付けられています。

業者と消費者の間における紛争が生じやすい取引について、紛争解決の手続を設けることによって、取引の公正性と消費者被害の防止を図る法律で、「特定商取引法」「特商法」とも呼ばれています。

詳しくは前回のコラムで解説していますので、ぜひご参照ください。

- 第4回:トラブルを未然に防ぐ!ルールを決めよう

古物営業法

古物商(古本屋、古道具屋など)の営業に対して、警察取締りの見地に基づき、規制を加える法律(1949年公布)です。リサイクル品を取り扱う場合には、各都道府県の都道府県公安委員会(警察署)に申請・許可を得る必要があります。

- 警視庁:古物営業法の解説

通信販売酒類小売業免許

通信販売酒類小売業免許とは、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により掲示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて、掲示した条件に従って酒類の販売を行うことができる免許です。

もともと酒類を販売する際には「一般酒類小売業免許」が必要でしたが、「通信販売を除く小売に限る」という制限があります。通信販売(ネットショップ)で酒類販売を行うためには、別途「通信販売酒類小売業免許」が必要になることを覚えておきましょう。

- 国税庁:通信販売酒類小売業免許申請の手引

景品表示法・不当表示の禁止

景品表示法では、実際の商品よりも著しく優良であると表示することを禁止してしています。消費者に有利であると誤認される表示、誇大広告なども同様です。過剰な表現は、購入者の信用を失ってしまう恐れがありますので、注意してください。

- 消費者庁:景品表示法

薬事法

薬事法とは、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器の品質・有効性・安全性の確保などを目的とする法律です。医薬品等の製造・販売・流通に関する規定はもちろん、医薬品等の表示・広告、薬局の開設内容などについても定められています。特に「効能」に関する表記が必要で、これらの商品を扱うショップは、必ず抑えておくべき法律であるといえます。

薬事法に関わる不適表示・広告事例集

「東京都福祉保健局」のホームページには、「薬事法に関わる不適切表示・広告事例集」として、実際に東京都が不適切であると指摘したものの一部が掲載されています。

- 効き目新しい
- ひとみに栄養
- はえる
- 約束できる
- 最高級のたんぱく質
- こじわの気になる部分に

など、薬事法を知らない人にとっては、違和感がないと思われる表現も含まれています。

詳しくは東京都福祉保健局のホームページで確認してください。

- 東京都福祉保健局

判断が難しい場合は、各都道府県に薬事法に関する相談窓口があるので、聞いてみるとよいでしょう。

その他、覚えておきたい規制やルール

その他、ネットショップ運営に関わる規制やルールで押さえておきたいポイントを紹介します。特に著作権に関しては、近年トラブルが増えていますのでご注意ください。

ブランド名の利用

ブランドの商品ではないのに、ブランド名を謳ったり(●●風も不可)、酷似した商品を扱うことは商標権や意匠権の侵害になる場合がありますので、注意しましょう。

著作権

他社のサイトから、写真や文章を無断で使用する行為は著作権の侵害になります。近年、賠償責任に発展するケースが問題になっています。商品写真などは自社で撮影する、文章はコピー&ペーストせず、担当者自身で書く(あるいはライターにオリジナル文を依頼する)ことを徹底してください。

メールマガジンを送る際の注意

メールマガジンを送る場合は、事業者から予め消費者へ、メールマガジンを送ることについての承諾を得ておく必要があります。また、その承諾は記録をとっておかなければなりません。許可を取らずに送りつけることは、ルール上問題でもありますし、ショップに対して好ましくないイメージを与えてしまいます。

ネットショップシステム提供元の規約によって販売が規制されているもの

ここまで法律やルールに関する解説をしてきましたが、ネットショップのシステムを提供している会社ごとにも規約が存在します。サービスを利用する際、チェックしておきましょう。

- 楽天市場 出店審査や取扱商材に関する注意事項
- Yahoo! JAPANでネットショップ開業 約款・ガイドライン
- Amazonマーケットプレイス出品規約
- Jimdo(はじめてWEB)利用規約
- BASE 利用規約
- カラーミーショップ 利用規約

以上、「知らなかったではすまされない!ネットショップに関わる法律のこと」を解説しましたが、いかがでしたか?次回は、「売ってるショップは知っている!同梱物の秘密」をお届けします。お楽しみに!

次回のコラムを見る »



志鎌 真奈美(しかま・まなみ)

Shikama.net 代表/JimdoExpert

<http://www.shikama.net/>

<http://www.web-supporter.jp/>

北海道函館市生まれ。北海道教育大学函館校卒業。千葉縣市川市在住。

1997年よりWeb制作を始める。ソフトウェア会社のWeb制作部門に5年間勤めた後、2002年4月に独立。Web制作・企画・制作、システム構築などに従事。

講師として、Webマーケティングやデザインのセミナー活動も行っている。

著書に『WebデザイナーのためのJimdoスタイルブック』(共著、マイナビ)、『Web文章の「書き方」入門教室～5つのステップで「読まれる→伝わる」文章が書ける!』(技術評論社)。